

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 3 月 4 日
【会社名】	山陽特殊製鋼株式会社
【英訳名】	Sanyo Special Steel Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樋口 眞哉
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地
【電話番号】	079(235)6016
【事務連絡者氏名】	総務部長 松ヶ下 昭人
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区木場一丁目 5 番25号 深川ギャザリアタワー S 棟 山陽特殊製鋼株式会社東京支社
【電話番号】	03(6800)4700
【事務連絡者氏名】	営業企画管理部長 立花 義隆
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成29年 4 月28日
【発行登録書の効力発生日】	平成29年 5 月12日
【発行登録書の有効期限】	平成31年 5 月11日
【発行登録番号】	29 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0 円(注) 1 94,878,400円(注) 2 (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額である。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の 行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した 金額である。
【発行可能額】	0 円(注) 1 94,878,400円(注) 2 (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額である。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の 行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した 金額である。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 平成31年 3 月 4 日(提出日)である。

【提出理由】

臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による）を平成31年3月4日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成29年4月28日付で提出した発行登録書の参照書類とする。

【縦覧に供する場所】

山陽特殊製鋼株式会社東京支社

(東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟)

山陽特殊製鋼株式会社大阪支店

(大阪市中央区南久宝寺町三丁目6番6号 御堂筋センタービル)

山陽特殊製鋼株式会社名古屋支店

(名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**【訂正内容】**

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。